

住まいの伝言版

第1巻 第48号 発行日 平成19年8月7日

福岡県ゆとりある住まいづくり協議会

アジアのサステナブル建築を創造する

目次：

アジアのサステナブル
建築を創造する 1

地域に根ざした住まいづ
くり・まちづくり 2

地震に強い家づくりを
応援します 3

マンション管理士試験 4

住まいのまちなみ
コンクール 5

福岡県美しいまちづくり
建築賞 6

福岡県快適な住まいづく
り推進助成制度 7

日 時： 8月28日(火) 13:00～18:00

会 場： アクロス福岡イベントホール

福岡市中央区天神1丁目1番1号

国際シンポジウム(同時通訳付)

1—特別講演:Yung Ho Chang(MIT建築学科長、中国・北京大学教授)

2—基調講演:Minsuk Cho(韓国・建築家)

3—講演3題:村上周三(慶應義塾大学教授)

出口 敦(九州大学教授)

Faridah Shafii(マレーシア工科大学准教授)

4—パネルディスカッション:

川瀬博(コーディネータ、九州大学教授)、上記講演者5名

参加費：無料

定員：400名

申込方法:参加者名前、所属、連絡先(住所、電話番号、E-mailアドレス)を明記し、E-mailまたはFAXにてお申し込みください。

申込締切:8月21日(火)

申込先：九州大学21世紀COEプログラム「循環型住空間システムの構築」事務局

TEL:092-642-7172/ FAX 092-632-1766

E-mail:coe@arch.kyushu-u.ac.jp

2007年日本建築学会大会(九州)実行委員会

大会ホームページ:<http://news-sv.aij.or.jp/taikai/2007/>

地域に根ざした住まいづくり・まちづくり

日 時：平成19年8月31日(金) 10:00~12:30

場 所：アクロス福岡 7階大会議室

内 容

対象者：住宅建設関連事業者または住まいづくり・まちづくりに関心のある方

定 員：100名(先着とさせていただきます)

主 催：(財)福岡県建築住宅センター

後 援：福岡県

プログラム

【第1部】基調講演

10:05~10:35 「市場を活用した住宅施策」

～街なか居住の促進と郊外住宅団地の再生～

福岡県建築都市部住宅課長 河口 英生

10:35~11:20 「地域に根ざした住まいづくり・まちづくり」

芝浦工業大学名誉教授 三井所 清典

(株)アルセッド建築研究所 代表取締役

【第2部】パネルディスカッション

11:20~12:20 「居住支援サービスと連携したまちづくりを考える」

パネラー(予定)

・三井所 清典(芝浦工業大学名誉教授)

・濱砂 圭子(NPO法人男女・子育て環境改善研究所理事長)

・吉永 美佐子(NPO高齢者快適生活づくり研究会 代表理事)

・河口 英生(福岡県建築都市部住宅課長)

(進行役)豊原 寛明(福岡県建築都市部住宅課企画監)

詳しくはこちら→ [地域に根ざした住まいづくり・まちづくり](#)

(財)福岡県建築住宅センター 企画情報部

TEL: 092-781-5169

FAX: 092-715-523

地震に強い家づくりを応援します！

～福岡県耐震診断アドバイザー制度～

制度創設の背景

国土交通省の試算によって、全国の木造戸建住宅の約41%が、地震による倒壊の危険があると推進されており、先の福岡西方沖地震によっても木造住宅はかなりの被害を受けました。さらに被害を受けた方々の中には、補修工事の無料相談などで、工事や契約に関するトラブルに巻き込まれるケースも多く報告されています。

このような問題に対し、ご自宅に不安を感じている県民の方へ「耐震診断アドバイザー」を現地に派遣する仕組みを創設しており、平成17年6月1日から実施されています。

去る、7月16日には、新潟県中越沖を震源とする「平成19年新潟県中越沖地震」が発生し、死者11名、住家の全壊1,024棟、半壊1,441棟、一部損壊16,943棟(平成19年7月30日現在消防庁調べ)等甚大な被害が発生しております。特に木造住宅の被害は大きく、木造住宅の耐震性能の向上が強く求められています。

相談窓口：

(財)福岡県建築住宅センター企画情報部企画課
〒810-0001 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡東棟3階
TEL:092-781-5169 FAX:092-715-5230
<http://www.fkjc.or.jp/sumai/advice/taishin.html>

マンション管理士試験

マンション管理士とは

マンション管理適正化法に基づく、国家資格—マンション管理士は、平成13年8月1日に施行された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律(マンション管理適正化法)」に基づく国家資格です。

マンション管理士の業務

マンション管理士試験に合格した者でマンション管理センター(指定登録機関)に登録した方はマンション管理士の名称を用いて、マンションの管理に関し、管理組合や区分所有者等からの相談に応じ、助言、指導その他援助を行うことができます。

マンション管理士の役割

マンション管理士は、管理組合の運営、管理規約の改正、大規模修繕工事などマンションの管理に関する様々な問題に対して、専門的知識や経験をとおして解決を支援するための総合コンサルタントです。

詳しくは、こちら→ 財団法人 マンション管理センター
http://www.mankan.org/html/about_19.htm

第3回 平成19年度国土交通省

住まいのまちなみコンクール

優れた住まいのまちなみづくりを表彰・支援します

応募の対象となる住宅地

- ① 適切な維持管理により、良好な景観が形成されている戸建を中心とした住宅地とします。
- ② おおむね5年以上の維持管理活動が行われている住宅地で、一体的な活動をしているおおむね30戸を越える集団とします。
- ③ 広く住宅市街地を対象とします。(伝統的建築物群保存地区を除く)

応募者の資格

- ① 地域の維持管理活動を行っている団体であること。たとえば町内会、自治会、管理組合、建築協定に基づく運営委員会、地域NPOなどです。
- ② 法人格の有無は問いませんが、活動の根拠となる規約などが文書化されていること。

選考のポイント

- ① 美しくアメニティの高い住まいのまちなみ景観が形成されていること。
- ② 多人数によるまちなみの維持管理活動が行われていること。
- ③ 建築協定などまちなみのルールが合意されていることが望ましい。
- ④ 維持管理活動ができるだけ長期間に亘って継続的に行われていること。
- ⑤ 住民組織の景観維持活動が初期の景観を育て、より成熟させる方向での成果となっていること。
- ⑥ 街の再生に向かって努力していること。

※選考段階で問い合わせをすることや現地調査を行うことがあります。

詳しくは、こちら→ [第3回住まいのまちなみコンクール](#)

第20回福岡県美しいまちづくり建築賞募集

「福岡県美しいまちづくり建築賞」は、県内の個性豊かで美しく、良好な景観を形成する建築物を表彰し、福岡県が推進する美しいまちづくりに対する県民意識の醸成を図ることを目的として実施しています。

応募部門

住宅の部

- ・ 一戸建ての専用住宅、ただし、併用住宅で住宅部分の延べ面積が過半を占めるものを含みます。
- ・ 長屋建住宅及び共同住宅等の集合住宅、街区を形成する住宅群。ただし、複合用途で住宅の部分の延べ面積が過半を占めるものを含みます。

一般建築の部

- ・ 原則として住宅の部以外の建築物を対象とします。

詳しくはこちら→ [第20回福岡県美しいまちづくり建築賞](#)

福岡県建築都市部住宅課建築指導係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

TEL 092-643-3733

福岡県快適な住まいづくり推進助成制度二次募集

福岡県では県産材を活用し、環境にやさしく、耐久性にも優れた優良な木造住宅の普及促進を図るため、木造住宅を新築又は購入する方に対して、助成金を交付します。

対象者：自ら居住するために、今後、福岡県内で一定の建設基準に適合する住宅を新築・購入する方が対象です。

※ 予算の範囲内での助成事業となりますので、助成金交付対象者の認定は先着順とします。

問い合わせ：福岡県建築都市部住宅課民間住宅係
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
TEL 092-643-3731
住宅課ホームページ
<http://www.jutaku.pref.fukuoka.jp>

福岡県ゆとりある住まいづくり協議会

〒 福岡市博多区東公園7-7
福岡県建築都市部住宅課内

電話： 092(643)3732
FAX： 092(643)3737